

第61号議案

公の施設の指定管理者の指定について
(中間市チャレンジショップ)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設
中間市チャレンジショップ
中間市蓮花寺三丁目7番3号
- 2 指定管理者の所在地及び名称
中間市上蓮花寺一丁目2番1号
一般財団法人中間ゼネラル
代表理事 塚原 英輝
- 3 指定管理者の指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月30日提出

中間市長 福田 浩